

① 使用済核燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

別表十二(十六)

平十二・四・一以後終了事業年度分

当期積立額		1	円	期首現在額		18	円
当期の積立限度額の計算	期末の再処理費の額(租税特別措置法第57条の3第1項第1号イの金額)	2		翌 期 取 崩 額	再処理費の額が生じた場合の取崩額	19	
	前期末の再処理費の額(前期の(2)の金額)	3			同上以外の場合による準備金取崩額	20	
	再処理費の額が生じた場合の当期取崩額(19)	4			計	21	
	積立限度額(2)-(3)+(4)	5			(19)+(20)		
	指定日を含む事業年度の積立限度額(34)	6			当期積立額(1)	22	
	目的取崩しにより使用済核燃料再処理準備金を有しなくなった事業年度の積立限度額(43)	7		差引期末現在額(18)-(21)+(22)	23		
	積立限度超過額(1)-(5),(6)又は(7)	8		額 減 算 の 計 算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	24	
差引使用済核燃料再処理準備金(27)	9		当期中において益金の額に算入すべき金額		25		
平成9年改正措置令附則第13条に規定するいずれか少ない金額	10		積立限度超過額(8)		26		
累積限度額 $((2)-(10)) \times \frac{60}{100}$	11		差引使用済核燃料再処理準備金(23)-(24)-(25)-(26)		27		
経場 過 合 措 置 の 累 積 額 の 適 用 が 限 度 計 算 する額	12		累積限度超過額(17)		28		
前期末使用済核燃料再処理準備金(前期の(29))	12		期末使用済核燃料再処理準備金(27)-(28)		29		
$((2)-(10)) \times \frac{70}{100}$	13						
(12)と(13)のうち少ない金額	14						
$((2)-(10)) \times \frac{60}{100}$	15						
累積限度額(14)と(15)のうち多い金額	16						
累積限度超過額(9)-(11)又は(16)	17						
指定日を含む事業年度の積立限度額の計算							
使用済核燃料再処理準備金を積み立てることにつき通商産業大臣の指定を受けた日	30	・	・	期末の再処理費の額(租税特別措置法第57条の3第1項第1号イの金額)	35	円	
同上の日から当期末までの日数	31		日	前期末の再処理費の額(前期の(35)に相当する金額)	36		
当期の日数	32			同上のうち当期に生じた再処理費の額に対応する金額	37		
差引積立限度額(38)	33		円	差引積立限度額(35)-(36)+(37)	38		
当期積立限度額 $(33) \times \frac{(31)}{(32)}$	34						
目的取崩しにより使用済核燃料再処理準備金を有しなくなった事業年度の積立限度額の計算							
期末の再処理費の額(租税特別措置法第57条の3第1項第1号イの金額)	39		円	任意取崩額がある場合の減算額	当期の任意取崩額(租税特別措置法第57条の3第4項第3号の金額)	44	円
前期末の再処理費の額(前期の(2)、(35)又は(39)の金額)	40				前期までの任意取崩額	45	
同上のうち当期に生じた再処理費の額に対応する金額	41				任意取崩額の合計(44)+(45)	46	
任意取崩額がある場合の減算額(48)	42				(41)-(19)	47	
当期積立限度額(39)-(40)+(41)-(42)	43				減算額(46)と(47)のうち少ない金額	48	

別表十二（十六）の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する法人で電気事業法第2条第1項第1号（定義）に規定する一般電気事業又は同項第3号に規定する卸電気事業を営むものが、措置法第57条の3（使用済核燃料再処理準備金）又は平成

9年改正措置法附則第14条第6項及び第7項（使用済核燃料再処理準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に記載します。